

1-4

発明してから特許権がとれる
までに発明者がすべきこと

特許出願から特許権がとれるまでの流れについてはすでに説明したとおりですが、発明が完成してから特許権がとれるまでの間に、発明者である技術者・研究者は何をすべきでしょうか？ 特許出願が完了したら終わりというわけではありません。その後もいろいろとやらなければならないことがあります。

● 発明者が行うべきことの流れ

発明してから特許権がとれるまでの流れの中で、発明者が行うべきことについて図1-4を用いて説明します。なお、次の図1-4に示す流れは典型例であって、必ずしもこのようになるとは限りません。

また、図1-4に示すように、いくつかのタイミングで特許査定または特許審決がでる可能性があります。特許査定または特許審決がでた後は特許料を支払うだけです。通常は発明者である技術者・研究者の方が行うべきことはなくなります。

① 特許出願を行うべき日の確認

初めに、その発明について実施や公開の予定があるなら、それがいつなのかを確認してください。たとえば、その発明に関する製品を販売する予定があるなら販売日、お客様に説明する予定があるなら説明する日、学会などで発表する場合は発表日（または予稿集の頒布日）を確認します。発明の**新規性**がなくなるように、販売日やお客様に説明する日等よりも前に特許出願しなければなりませんので、期限を確認することが必要です。

なお、特許事務所へ依頼して特許出願を行う場合、特許事務所へ発明内容を伝えてから実際に特許庁への出願が完了するまでに、通常、早くても1~2か月くらいはかかります。したがって、ある程度の余裕をもって依頼したほうがよいと思います。

② 先行技術調査

次に自分が創作した発明（以下「本発明」といいます）と同じ発明、または類似する発明が過去に出願されているか否かを調査してください。この調査を**先行技術調**

発明者が行うべきことの流れ（1-4）

